

議案第 4 2 号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 1 1 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

低所得者の保険料軽減について、平成30年11月22日付厚生労働省老健局介護保険課事務連絡により、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて更に軽減強化を行うこととしている。

なお、令和元年度の保険料軽減強化については、令和元年10月以降の消費税引き上げによる財源の手当であることを反映し、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定する。

その他、元号改正に伴う改正を行う。

2 改正内容

○低所得者（第1～3段階）保険料軽減の継続

条例第2条第1項第1号に規定する第1段階保険料44,750円について、平成30年度から令和2年度まで40,275円としていたが、これを令和元年度から令和2年度まで33,562円とする。

条例第2条第1項第2号に規定する第2段階保険料67,125円について、令和元年度から令和2年度まで55,937円とする。

条例第2条第1項第3号に規定する第3段階保険料67,125円について、令和元年度から令和2年度まで64,887円とする。

段階	対象者		令和元年度	令和2年度
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	金額	33,562円	26,850円
		割合	0.375	0.3
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	金額	55,937円	44,750円
		割合	0.625	0.5
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	金額	64,887円	62,650円
		割合	0.725	0.7

3 附則

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、33,562円とする。</p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、55,937円とする。</p> <p>7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、64,887円とする。</p> <p>8 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、40,275円とする。</p> <p>6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。